

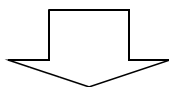
役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について

・公表の経緯について

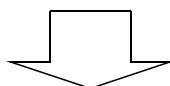
《国立大学法人》

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(H21.8.25閣議決定)

- 3(4) 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。(以下略)



国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)を策定(H17.2.7)(改定:H18.2.22, H19.2.20, H20.3.18) 昨年度及び今年度は改定なし



各国立大学法人等及び文部科学大臣がホームページで公表

国立大学法人秋田大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程において、期末特別手当の支給額については国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を参考にして、当該役員の職務の実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

- 法人の長
 - 平成22年1月1日から本給月額を約0.3%引下げ
 - 期末特別手当の年間の支給月数を0.25月分引下げ
 - 単身赴任手当及び寒冷地手当を支給できるよう役員報酬規程を改正(平成21年4月1日施行)
- 理事
 - 法人の長に同じ。なお、事務局長を兼ねる理事については、当該理事の理事専任に伴い、平成21年4月1日から職員給与規程を準用する報酬決定方法を廃止
- 理事(非常勤)
 - 平成22年1月1日から非常勤役員手当の日額を約0.3%引下げ
- 監事
 - 法人の長に同じ
- 監事(非常勤)
 - 理事(非常勤)に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,663	千円 12,783	千円 4,791	千円 89 (寒冷地手当)			
A理事	千円 13,123	千円 9,402	千円 3,524	千円 108 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)			
B理事	千円 13,015	千円 9,402	千円 3,524	千円 89 (寒冷地手当)			
C理事	千円 13,173	千円 9,402	千円 3,524	千円 157 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)			
D理事	千円 13,637	千円 9,366	千円 3,524	千円 51 (寒冷地手当) 696 (単身赴任手当)		3月30日	
E理事 (非常勤)	千円 1,440	千円 1,440	千円 0	千円 0 ()			

A監事	千円 10,870	千円 7,842	千円 2,939	千円 89 (寒冷地手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,878	千円 2,878	千円 0	千円 0 ()			

注1:「前職」欄の「 」は、役員出向者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

人件費管理は、部局別等の配分は行わず全学管理(人件費予算総額管理)とし、中期計画の予算、収支計画及び資金計画における人件費見積額の範囲内で、人事院勧告等を考慮し、その効率化を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じた勤勉手当支給割合の増減、昇給及び昇格・降格の措置を実施する。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、支給割合及び支給額を決定する。
昇格・降格	昇格:従事する職務に応じ、かつ、勤務実績に基づいて上位の級に昇格させることができる。 降格:勤務実績が良くない場合、下位の級に降格させることができる。
昇給	(1) 毎年1月1日に、同日前1年間における職員の勤務成績に応じて行うものとし、職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、昇給判定期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として、一定の基準に従い決定することができる。 (2) 職員が職務上特に功績があった場合、表彰又は顕彰を受けた場合に(1)に準じて昇給させることができる。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

- ・本給月額を平均で0.2%引下げ(平成18年4月の国の給与構造改革に準じた本給水準引下げに伴う経過措置額についても0.24%引下げ)
- ・期末・勤勉手当の年間の支給月数を0.35月分(特別職は0.25月分)引下げ
- ・特別職職員の特別給を期末特別手当から期末手当(一定率分)と勤勉手当(成績査定分)に再編
- ・義務教育等教員特別手当を引下げ(本給の平均3.8% 平均3.0%)、教員特殊業務手当を増額
- ・教員免許状更新講習の担当講師業務への手当として教員免許状更新講習手当を新設(1時間 5,500円)
- ・自宅に係る住居手当(月額2,500円)を廃止
- ・極地観測手当の廃止(南極地域観測に係る業務に対する国からの謝金支払いに伴うもの)
- ・災害派遣医療チーム(DMAT)を構成する職員が、災害救助法に定める救助に関する業務に従事した場合の手当として、災害時派遣手当(14,400円～22,300円)を新設
- ・勤務時間外の診療業務に対し支給する特別診療加算手当を増額
- ・異動保障手当の支給割合は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成21年度における暫定的な支給割合を設定(1～3%引上げ)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,149	43.9	6,469	4,786	32	1,683
事務・技術	270	42.5	5,294	3,943	44	1,351
教育職種 (大学教員)	486	47.9	8,047	5,914	26	2,133
医療職種 (病院看護師)	261	38.3	4,905	3,660	25	1,245
技能・労務職種	4	58.3	5,534	4,116	73	1,418
教育職種 (附属高校教員)	19	41.5	6,798	5,094	77	1,704
教育職種 (附属義務教育学校教員)	45	43.9	6,802	5,079	45	1,723
医療職種 (病院医療技術職員)	60	41.6	5,315	3,948	29	1,367
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	1					
指定職種	2					

再任用職員	3	61.5	3,391	2,880	95	511
事務・技術	2					
その他医療職種 (看護師)	1					

非常勤職員	224	31.5	3,434	2,800	26	634
事務・技術	15	54.2	3,835	2,854	76	981
教育職種 (大学教員)	7	39.8	6,924	5,215	14	1,709
医療職種 (病院医師)	63	34.2	2,845	2,845	17	0
医療職種 (病院看護師)	116	25.6	3,463	2,639	24	824
技能・労務職種	6	45.2	3,361	2,505	35	856
医療職種 (病院医療技術職員)	17	33.5	3,655	2,787	29	868

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、作業員等を示す。

注3:「教育職種(附属高校教員)」とは、附属特別支援学校教員を示す。

注4:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注6:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)、その他医療職種(看護師)及び指定職種並びに再任用職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注7:常勤職員の医療職種(病院医師)、在外職員及び任期付職員並びに再任用職員の教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載を省略した。

〔年俸制適用者〕

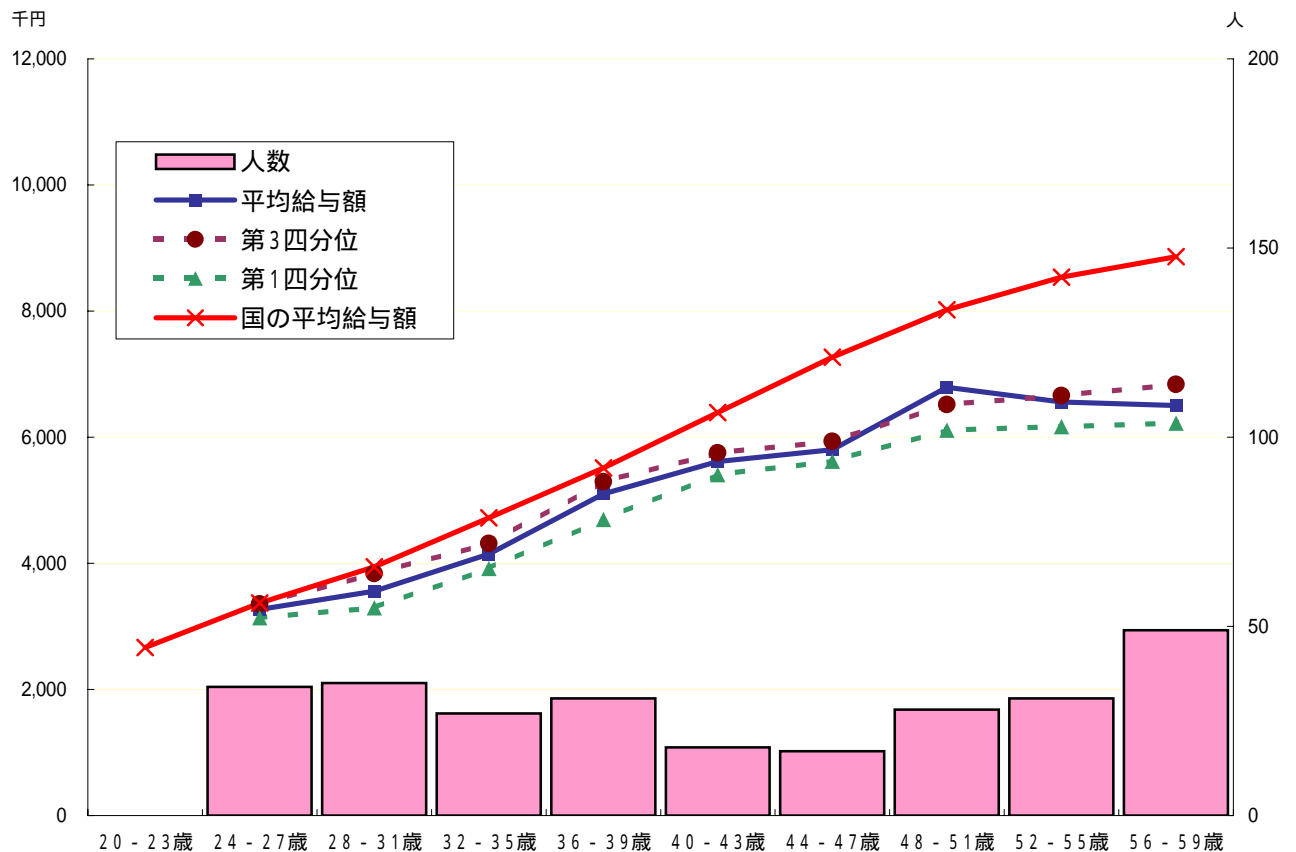
	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	6	54.2	7,839	7,839	39	0
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	4	50.3	8,732	8,732	32	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員並びに非常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当者がいないため記載を省略した。

注2:非常勤職員の事務・技術職員については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

年間給与の分布状況(事務・技術職員)



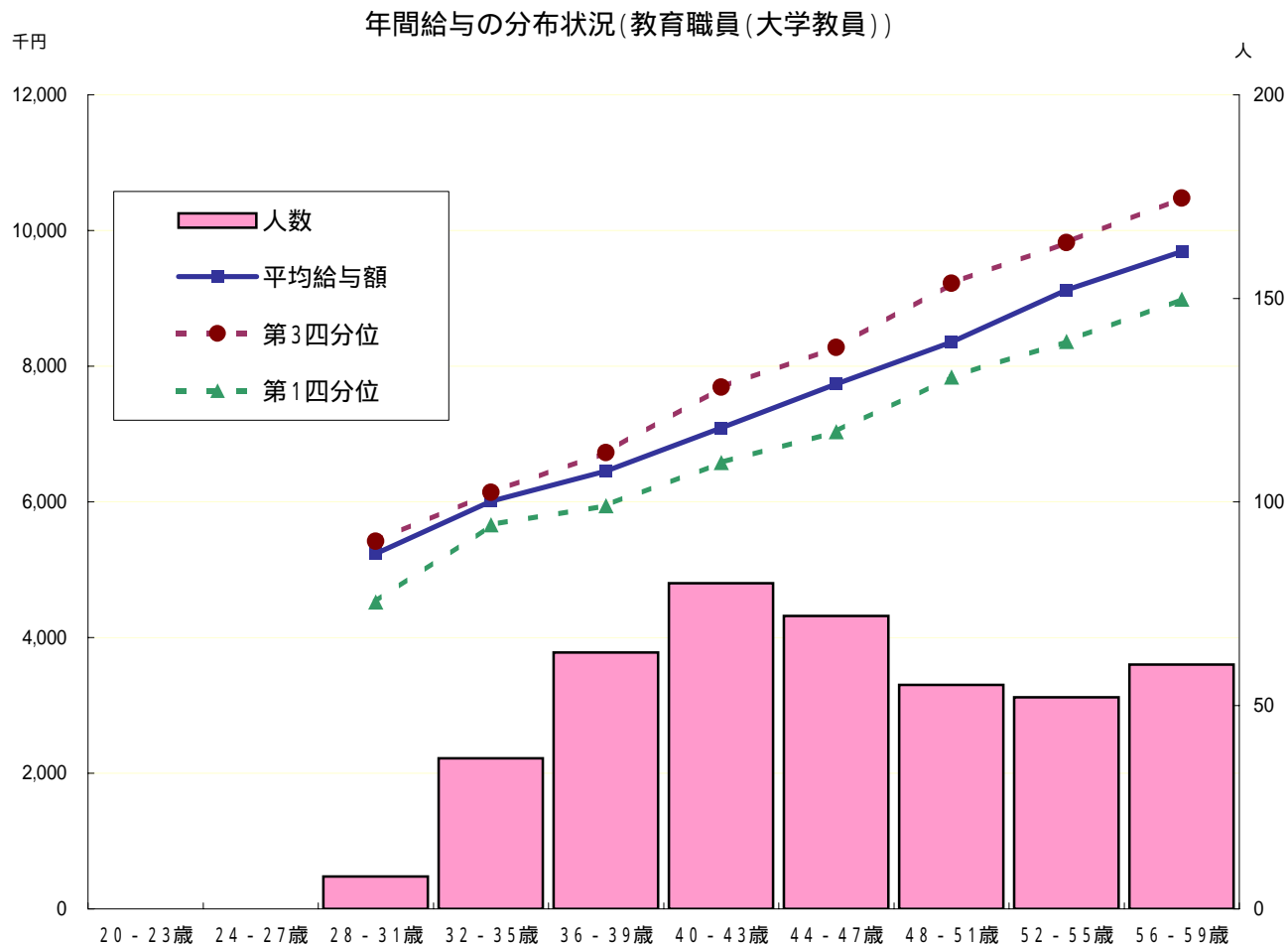
注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
部長	3	52.5			10,398	
課長	18	53.8	6,999	8,195	7,596	
課長補佐	75	53.6	6,152	6,621	6,379	
係長	79	44.0	5,011	5,855	5,417	
主任	9	35.8	4,106	4,314	4,364	
係員	86	29.3	3,243	3,836	3,534	

注1:「部長」には「副理事」を含み、「課長」には「事務長」を含む。

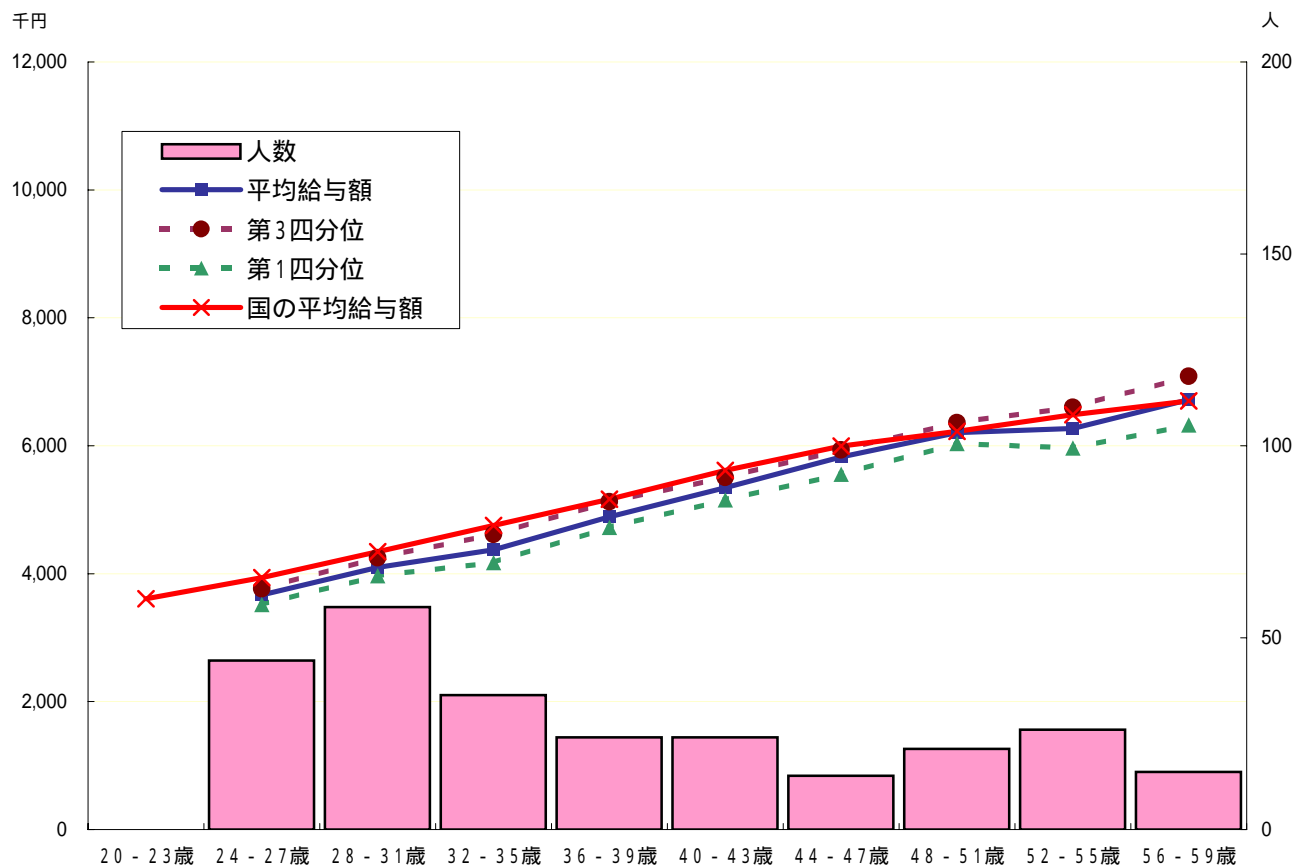
注2: 部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	154	56.3	9,356	9,990	10,644
准教授	147	47.3	7,506	7,857	8,329
講師	62	43.2	6,741	7,175	7,814
助教	123	40.5	5,785	6,178	6,597

年間給与の分布状況(医療職員(病院看護師))



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1						
副看護部長	4	54.5			6,995		
看護師長	22	53.1	6,404		6,604	6,868	
副看護師長	58	46.4	5,435		5,792	6,154	
看護師	174	33.1	3,830		4,289	4,597	
准看護師	2						

注1: 看護部長及び准看護師の該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2: 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	主任・ 一般職員	係長・主任	課長補佐・ 係長	課長・ 課長補佐
人員 (割合)	270人	43人 (15.9%)	53人 (19.6%)	85人 (31.5%)	58人 (21.5%)	27人 (10.0%)
年齢(最高 ~最低)		33~24 歳	57~26 歳	58~34 歳	59~43 歳	59~39 歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,105~2,159 千円	3,518~2,421 千円	4,835~3,132 千円	5,635~4,271 千円	6,707~4,534 千円
年間給与 額(最高 ~最低)		4,022~2,895 千円	4,579~3,273 千円	6,520~4,234 千円	7,571~5,814 千円	8,880~6,296 千円

区分		6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	副理事・ 部長	副理事・ 部長	別に定める	別に定める
人員 (割合)		1人 (0.4%)	3人 (1.1%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)			55~50 歳			
所定内給 与年額(最高 ~最低)			7,937~7,189 千円			
年間給与 額(最高 ~最低)			10,683~10,126 千円			

注: 6級における該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	486人	該当者なし (%)	123人 (25.3%)	62人 (12.8%)	147人 (30.2%)	154人 (31.7%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)			60~28 歳	64~32 歳	64~34 歳	64~39 歳	
所定内給 与年額(最高 ~最低)			6,422~3,401 千円	7,039~3,946 千円	6,724~4,078 千円	8,955~5,404 千円	
年間給与 額(最高 ~最低)			8,062~4,492 千円	9,221~5,397 千円	9,150~5,580 千円	12,547~7,503 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	人 261	人 2 (0.8%)	人 174 (66.7%)	人 58 (22.2%)	人 22 (8.4%)	人 4 (1.5%)	人 1 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			56 ~ 24 歳	59 ~ 33 歳	58 ~ 47 歳	58 ~ 50 歳	
所定内給与年額(最高 ~最低)		千円	千円 4,675 ~ 2,494	千円 4,835 ~ 3,442	千円 5,416 ~ 4,234	千円 5,050 ~ 4,969	千円
年間給与額(最高 ~最低)		千円	千円 6,325 ~ 3,322	千円 6,632 ~ 4,757	千円 7,498 ~ 5,804	千円 7,085 ~ 6,904	千円

注：1級及び6級における該当者は2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	61.0	65.0	63.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	39.0	35.0	36.8
	最高～最低	49.6～33.7	48.6～29.8	49.1～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.7	68.0	66.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.3	32.0	34.0
	最高～最低	42.4～29.0	38.9～28.3	38.1～29.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.2	67.7	65.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	37.8	32.3	34.9
	最高～最低	42.4～33.6	37.6～29.7	39.8～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.8	68.1	66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.2	31.9	33.9
	最高～最低	42.4～29.8	38.0～28.7	40.1～29.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当)(平均)			
	最高～最低			
一般職員	一律支給分(期末相当)	63.2	67.7	65.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8	32.3	34.4
	最高～最低	42.4～33.2	38.0～29.2	40.1～31.1

注: 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	82.7
対他の国立大学法人等	95.5

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	92.3
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	95.4
対他の国立大学法人等	98.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 82.7						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>89.0</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>83.3</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>89.1</td> </tr> </table>	地域勘案	89.0	学歴勘案	83.3	地域・学歴勘案
地域勘案	89.0						
学歴勘案	83.3						
地域・学歴勘案	89.1						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40% (国からの財政支出額 11,946百万円、支出予算の総額 30,200百万円:平成21年度予算)						
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、対国家公務員指数は100未満であり、給与水準は適切であると考えられる。						
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)						
講ずる措置	今後も職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。						

医療職員(病院看護師)

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員 95.4						
	参考	<table border="1"> <tr> <td>地域勘案</td> <td>97.8</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>94.7</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>96.4</td> </tr> </table>	地域勘案	97.8	学歴勘案	94.7	地域・学歴勘案
地域勘案	97.8						
学歴勘案	94.7						
地域・学歴勘案	96.4						
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 40% (国からの財政支出額 11,946百万円、支出予算の総額 30,200百万円:平成21年度予算)						
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、対国家公務員指数は100未満であり、給与水準は適切であると考えられる。						
	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成20年度決算)						
講ずる措置	今後も職員の給与水準について、社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。						

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 90.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 9,135,450	千円 9,380,954	千円 (%) 245,504 (2.6)	千円 (%) 948,572 (9.4)
退職手当支給額 (B)	千円 786,456	千円 929,783	千円 (%) 143,327 (15.4)	千円 (%) 506,029 (39.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,793,255	千円 2,380,718	千円 (%) 412,537 (17.3)	千円 (%) 1,215,855 (77.1)
福利厚生費 (D)	千円 1,363,938	千円 1,358,646	千円 (%) 5,292 (0.4)	千円 (%) 36,642 (2.6)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 14,079,099	千円 14,050,101	千円 (%) 28,998 (0.2)	千円 (%) 275,388 (1.9)

注: 「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が2.6%減となった要因として、総人件費改革の実行計画への対応に基づく職員の採用抑制、給与法の改正に準拠した本給月額額の引下げ及び期末・勤勉手当の支給月数の引下げなどが考えられる。

また「最広義人件費」の対前年度比が0.2%増となった要因としては、「給与、報酬等支給総額」は減少しているものの外部資金等により雇用される職員数の増加などが考えられる。

人件費削減の取組状況

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことを中期目標に掲げ、中期計画においては平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしている。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年度から本給表の水準を役員平均7%、職員平均5%の引下げを始めとする給与改定を実施している。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額(千円)	10,462,016	9,682,697	9,620,511	9,380,954	9,135,450
人件費削減率(%)		7.4	8.0	10.3	12.7
人件費削減率(補正值)(%)		7.4	8.7	11.0	11.0

注1: 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、2.4%である。

注2: 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

法人が必要と認める事項

特になし。